

TFSグループ（税理士・会計士・社労士・行政書士）

NEWS LETTER

02
2023

2月4日は「立春」・・・暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。新型コロナウイルスに加えてインフルエンザ予防等々・・・気の抜けない日々でもあります。くれぐれもご自愛くださいませ。早いもので、所得税確定申告シーズンの到来です！ニュースレターに関するご質問・ご相談など、どうぞお気軽にTFSグループまでお寄せくださいませ。



Special × feature

- ◆令和4年分の所得税 確定申告書の様式が変更に
- ◆人件費の確認を今年度から始まる賃上げ促進税制
- ◆注目される給与のデジタル払い解禁
- ◆パート労働者等の雇用状況と正社員転換制度の導入状況

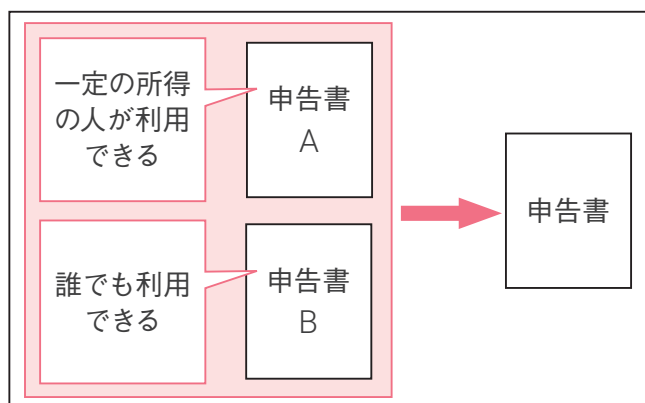
令和4年分の所得税 確定申告書の様式が変更

令和4年分の所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和4年分から変更された確定申告書の様式や納期限などを確認します。

様式の主な変更点

(1) 申告書様式は1種類に集約

これまで、サラリーマンや年金受給者など一定の所得の方が、確定申告書を簡単に作成できるように用意されていた「申告書A」が廃止され、これまでの「申告書B」をベースとした様式に一本化されました。



(2) 修正をするときの様式の廃止

申告をした税額が実際よりも少なかったときに正しい税額とする場合は、法律で定められた申告期限（以下、法定申告期限）内であれば、確定申告書を再度作成して提出をすることで、申告内容等が都度上書きされ、税額を正すことができます。他方、法定申告期限後は“修正申告”の手続を行います。この場合、これまで修正申告用の第五表が必要でしたが、この様式が廃止されました。

令和4年分以降は、修正申告をする場合、基本的に第一表と第二表を使用します。

その他の主な変更点

前述以外では、主に次の変更点があります。

変更点	内容
【第一表】 振替納税継続 希望欄の新設	振替納税利用中に納税地が異動した場合で、引き続き振替納税を希望するときは、この欄に○を付すことで手続が不要となった
【第二表】 退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名等の新設	退職所得（源泉徴収されたものに限る。以下同じ）のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下（配偶者は133万円以下）となる場合に、該当者の情報を記入することで個人住民税の申告が不要となった
業務に係る雑所得の収入金額※に応じた帳簿・書類等の作成・保存等 （※）原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入	前々年分（令和4年分の申告は令和2年分）の業務に係る雑収入の金額が以下それぞれに応じて保存等の義務が生じる ①300万円を超える場合 現金預金取引等関係書類（作成・受領した請求書、領収書その他書類）を5年間保存 ②1,000万円を超える場合 ①に加え、その年分の確定申告書に収支内訳書（一般用）を添付

法定納期限と口座振替日

令和4年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の確定申告に係る法定納期限・口座振替日は、次のとおりです。

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
消費税※	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日

参考：国税庁「令和4年分所得税及び復興特別所得税の手引き」

人件費の確認を 今年度から始まる賃上げ促進税制

令和4年度税制改正で改正された、中小企業向け・大企業向け双方の給与に関する優遇税制（以下、賃上げ促進税制）は令和4年（2022年）4月1日以後開始事業年度（個人事業主は令和5年分）からの適用です。3月末決算法人にあっては、適用の可能性について確認しましょう。

賃上げ促進税制

(1) 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業向け賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、**雇用者全体の給与総額※1**を前年度比1.5%以上増加させた場合に、最大で控除対象となる増加額の**40%**を法人税（個人事業主は所得税。以下同じ）から税額控除できる制度です。

(2) 大企業向け賃上げ促進税制

大企業向け賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する企業が、**継続雇用者の給与総額※2**を前年度比3%以上増加させた等の要件を満たした場合に、最大で控除対象となる増加額の**30%**を法人税から税額控除できる制度です。

（※1）「雇用者給与等支給額」という。使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者を除いた、国内で勤務する従業員（パート・アルバイト・日雇い労働者を含む。以下、国内雇用者）に対する給与等の総額。ただし、給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合（雇用安定助成金額は除く）には、これを控除する。

（※2）「継続雇用者給与等支給額」という。継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分について給与等の支給を受けた国内雇用者であって、かつ、雇用保険の一般被保険者である等の要件を満たす者）に対する給与等の総額。ただし、給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合（雇用安定助成金額は除く）には、これを控除する。

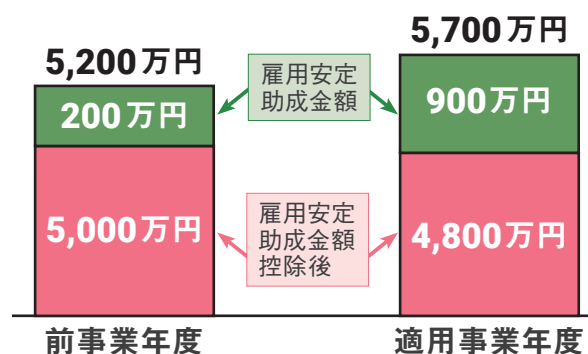
留意点

適用するには、前年度と比較して給与が一定割合以上増加していなければなりません。

この対象となる給与については、中小企業向けと大企業向けとでその範囲が異なります。また、控除対象となる増加額については、雇用安定助成金額（雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金等）がある場合には、これを加味した金額が上限となるため、要件は満たしても控除できる金額がなかった、という場合もあります。

【例】中小企業向け賃上げ促進税制の適用

- ・前事業年度の雇用者給与等支給額：5,200万円
- ・前事業年度の雇用安定助成金額：200万円
- ・適用事業年度の雇用者給与等支給額：5,700万円
- ・適用事業年度の雇用安定助成金額：900万円



【要件】 $(5,700 \text{ 万円} - 5,200 \text{ 万円}) \div 5,200 \text{ 万円} = 9.615\% \geq 1.5\%$ ∴ 要件を満たす

【控除額】 $5,700 \text{ 万円} - 5,200 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$
 $4,800 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円} = \blacktriangle 200 \text{ 万円}$

∴ 上限である雇用安定助成金額を控除した増加額がマイナスとなるため、税額控除額は「ない」

なお、いずれの制度も適用できる場合には、どちらか片方しか適用することはできません。税制を適用する可能性があるか否か、決算月よりも前に確認しておきましょう。

参考：中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」
経済産業省「大企業向け賃上げ税制ご利用ガイドブック」

注目される給与のデジタル払い解禁

近年、生活のさまざまな場面でキャッシュレス決済が普及し、現金をあまり利用しないという人も増えているかと思います。このような動きに合わせて、従業員への給与の支払いも〇〇ペイといった資金移動業者の口座に支払うことが、2023年4月1日にできるようになります。

給与支払いの原則と口座振込

会社が従業員に支払う給与は、「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と労働基準法で規定されています。その例外として、従業員から個別に同意を得て、従業員が指定する本人名義の預貯金口座や証券総合口座に振り込むことが認められています。

今回、給与のデジタル払いが可能になることで、給与の支払い方（従業員にとっての給与の受け取り方）の選択肢が増えることになります。

デジタル払いができる業者

給与のデジタル払いとは、給与を現金で支払ったり、銀行口座に振り込んだりする方法ではなく、資金移動業者の口座へ資金（給与）を移動することをいいます。この資金移動業者とは、銀行等以外が為替取引を業として行うものであり、金融庁への登録が必要です。「〇〇ペイ」というような名称でサービスを展開しているところが多く、2022年12月2日時点で、84の事業者が登録を行っています。

給与のデジタル払いは、厚生労働省の指定を受けた資金移動業者を従業員が口座として指定します。会社は従業員が指定した資金移動業者が指定を受けているか確認する必要があります。資金移動業者が厚生労働省の指定を受けるためには、次のようないくつかの要件が

あります。

- ・破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することができることを保証する仕組みを有していること。
- ・ATMを利用すること等により、通貨で1円単位で賃金の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回はATMの利用手数料等の負担なく賃金の受取ができる措置を講じていること。

デジタル払いすべきこと

給与をデジタル払いするためには、従業員の過半数代表者等と、「口座振込み等の対象となる従業員の範囲」等、一定の事項について労使協定を締結します。

その後、給与をデジタル払いにする従業員に対し、給与のデジタル払いに関する留意事項を説明した上で、個別に従業員の同意を得る必要があります。

なお、留意事項および同意書の様式例は厚生労働省から公開[※]されています。

会社として給与のデジタル払いを行うかは、従業員が希望しているかということの他、会社が資金移動業者へ支払う手数料がどの程度か、また、手続きの手間がどの程度になるかによって判断することになるでしょう。

※厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03_00028.html

パート労働者等の雇用状況と 正社員転換制度の導入状況

パートタイム労働者や有期雇用労働者（以下、パート労働者等）を採用し、その中から正社員に登用するケースがあります。ここでは、11月に発表された調査結果※から、企業におけるパート労働者等の雇用状況と正社員への転換制度の導入状況をみていきます。

全体の75%が雇用

上記調査結果から、パート労働者等の雇用割合をまとめると下表のとおりです。総数では、75.4%がパート労働者等を雇用しています。産業別では、宿泊業、飲食サービス業と教育、学習支援業で90%を超えています。また、ほとんどの産業が50%超となりました。

パート労働者等の就業形態別雇用割合をみると、総数では無期雇用パートタイムの割合が50%を超えました。有期雇用パートタイムは27.1%、有期雇用フルタイムは23.2%となっています。産業別にみると、就業形態によって雇用割合に差があることがわかります。

転換制度の導入割合

次に、就業形態別の正社員への転換制度がある事業所の割合をまとめると、以下のとおりです。

- ・無期雇用パートタイム：41.8%
- ・有期雇用パートタイム：42.2%
- ・有期雇用フルタイム：50.1%

また、実際の転換希望者は25～35%程度、転換した割合は15～25%程度でした。

正社員への転換制度導入には、助成金が活用できる可能性もあります。人材採用に悩む企業では、検討の余地があるかもしれません。

産業別パート労働者等を雇用している企業の割合（%）

	パート労働者等を雇用している	就業形態（複数回答）			パート労働者等を雇用していない	不明
		無期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用フルタイムを雇用している		
総数	75.4	51.4	27.1	23.2	24.6	0.0
建設業	38.0	23.2	7.6	12.2	62.0	-
製造業	76.8	52.4	28.7	31.3	23.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	67.1	16.9	40.2	49.2	32.9	-
情報通信業	67.2	24.2	30.5	43.3	32.8	-
運輸業、郵便業	56.6	34.7	27.3	23.9	43.4	-
卸売業、小売業	83.2	57.6	29.8	21.4	16.8	-
金融業、保険業	66.8	30.4	37.8	37.3	33.2	-
不動産業、物品賃貸業	67.9	32.7	38.1	36.9	32.1	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	64.8	38.2	26.6	30.1	35.2	-
宿泊業、飲食サービス業	97.4	81.2	22.2	12.6	2.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	84.4	65.1	27.5	20.6	15.6	-
教育、学習支援業	91.5	50.6	55.2	23.6	8.5	-
サービス業（他に分類されないもの）	75.8	40.1	35.9	35.1	24.0	0.2

厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」より作成

※厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況」

全国の5人以上の常用労働者を雇用する事業所等から、一定の基準で無作為抽出したところを対象にした調査です。2021年10月1日時点の状況について調べています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1/2021/index.html>

ビジネスメール詐欺にご注意を

ビジネスメール詐欺とは、電子メールを組織や企業に送付し、攻撃者の用意した口座に送金させる手口を指します。その被害は今後も深刻なものになると予想され、ますます警戒が必要です。

詐欺のパターン

IPA（情報処理推進機構）によると、ビジネスメール詐欺は以下の2つのパターンが多く確認されているようです。

- ・取引先からの請求書の偽造
- ・経営者等へのなりすまし

前者は、攻撃者が取引先になりすまし、偽の請求書（振込先を攻撃者の用意した口座に差し替えたもの等）を送り付けるというものです。この場合、攻撃者は取引に用いているメールの内容を、何らかの方法で盗み見る等を行っていることがあります。

後者は、企業の経営者や経営幹部などになりすまし、従業員に攻撃者の用意した口座に振り込みをさせるといったものです。企業内の財務・経理担当者が狙われる傾向があり、「秘密の案件で相談がある」といった要件でメールが届くという手口も確認されています。

ビジネスメール詐欺対策

ビジネスメール詐欺に限ったことではありませんが、ITにおける防御は一つ対策を行って終わりではなく、幾重にも対策を行って安全性を高めることが重要です。特にビジネスメール詐欺は「人を騙す」という切り口での攻撃であり、システムやセキュリティソフトでの機械的な防

御だけでは、対策が難しいとされています。IPAでは、次のような対策を組み合わせるよう勧めています。

- ・ビジネスメール詐欺の存在を知ること、組織内で周知を行うこと
- ・普段と異なるメールに注意する習慣づけを行うこと
- ・電信送金に関する社内規程を整備すること
- ・ウイルス・不正アクセス対策を行うこと

被害にあった場合の対処

セキュリティにおいて忘れられがちなのが、被害にあった際の対処フローです。IPAでは被害にあったしまった際の対処として、以下を提案しています。

- ・送金のキャンセルや組み戻し手続き
- ・状況把握、時系列記録、証跡の収集
- ・暫定対応と原因調査
- ・社内外への注意喚起とグループ会社等を含めた情報共有

ビジネスメール詐欺に限らず、攻撃手法は日々進化しています。大切な情報資産を守るためにも、常に最新の情報を追うことが重要です。IPAでは、セキュリティに関する情報を頻繁に発信しています。対策がわからないという場合は、IPAの公式ページ※を確認するとよいかもしれません。

※ IPA 独立行政法人情報処理推進機構

情報セキュリティ <https://www.ipa.go.jp/security/index.html>

ビジネスメール詐欺（BEC）対策特設ページ <https://www.ipa.go.jp/security/bec/index.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

01 固定資産税の納付（第4期分）



固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

02 確定申告（書面）の受付開始



令和4年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月24日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は同日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月27日です。

03 国民年金保険料の「2年前納」の手続き



2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年2月末、現金の場合は3月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

04 労働保険料等の口座振替納付の申込



労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

05 4月昇給の場合の準備



4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

06 新入社員の受け入れ準備



4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、寮や社宅の手配、制服などの準備も必要になってきます。

07 火災予防運動に伴い、消防設備などの点検実施



春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	●贈与税の申告書の提出・納付（～3月15日）
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	立春
5	日	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	金	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（1月分）
11	土	先負	建国記念の日
12	日	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分 ※口座振替を利用する場合）
15	水	先勝	
16	木	友引	●所得税確定申告（書面）の受付開始（～3月15日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月15日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月15日 ※現金納付の場合）
17	金	先負	
18	土	仏滅	
19	日	大安	雨水
20	月	友引	
21	火	先負	
22	水	仏滅	
23	木	大安	天皇誕生日
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで